### 精神障害者スポーツ事業基金管理運営規則

# 第一章 総 則

- 第1条 本基金は、精神障害者スポーツ事業基金と称する。
- 第2条 本基金の事務局は公益社団法人日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委 員会(以下「委員会」という。)内におく。

# 第二章 目的及び事業

- 第3条 本基金は、全国障害者スポーツ大会ブロック地区予選会(精神障害者バレーボール部門)(以下「予選会」という。)の実施及び運営を円滑に行う為の基本金とすることを目的とする。
- 第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 予選会運営のための参加費 (エントリー料) の徴収及び積み立て
- (2) 本基金への協賛・寄付の募集事業
- (3) 予選会実施団体に対する補助金交付事業

# 第三章 運 営

- 第5条 本基金の管理運営は、委員会が行う。
- 第6条 本基金の組織については、精神障害者スポーツ推進委員会運営規程の第5条を準 用する。

#### 第四章 会 計

- 第7条 本基金の財源は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 公益社団法人日本精神保健福祉連盟理事会で基金に繰り入れることを決議した資金
  - (2) 一般寄付金
  - (3) 一般協賛金
  - (4) 事業収入(参加費) エントリー料 1 チーム 2 万円
  - (5) 基金の運用から生ずる収益
  - (6) その他の収入
- 第8条 協賛金・寄付金は、一口千円以上とし、一口以上の募金をよびかけるものとする。 また、全て銀行振り込みとする。
- 第9条 本基金の預け入れ先は、三菱東京UFJ銀行本店の連盟の普通預金口座とする。

#### (送 金 先)

銀行名 三菱東京 UFJ 銀行 本店

預金種類 普通預金

口座番号 0652222

口座名 公益社団法人 日本精神保健福祉連盟

- 第10条 本基金の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第 11 条 帳簿の管理は、公益社団法人日本精神保健福祉連盟内事務局にて行う。
- 第12条 基金の会計報告は、委員会及び公益社団法人日本精神保健連盟理事会において行う。

# 第五章 予選会運営のための参加費 (エントリー料) の徴収及び積み立て

第13条 予選会に参加するチームは参加費(エントリー料)を支払うものとする。

1チーム 参加費2万円 とする。

リハーサル大会が予選会を兼ねている場合等などを除き、<u>原則、参加費の納入無</u>しでの予選会参加は認められない。

参加費の納入依頼文書は、各ブロック地区予選会開催年度の毎年4月に地元予選 会実施団体に送付し、参加申込書と共に参加予定チームへ送付。

- 第14条 参加費の振り込み期日は、予選会開催前日までとする。
- 第15条 参加費の振込みは、第9条の基金の指定口座とし、予選会実施団体への補助金と して使用する。

### 第六章 予選会実施団体に対する補助金交付事業

- 第 16 条 委員会は、各ブロック地区予選会開催年度の毎年4月に公益社団法人日本精神 保健連盟事務局を窓口とし、補助金交付の対象となる団体へ補助金交付の通知文 を送付する。
- 第 17 条 委員会は、補助金を交付する団体等を決定し、決定後はすみやかに該当団体に通 知する。
- 第18条 補助金交付の対象となる団体は次のとおりとする。
  - (1) 各ブロック地区予選会を開催する地元主催団体
  - (2) 各ブロック地区予選会開催の参加費(エントリー料 1チーム2万円)の納入を前提とした大会を開催できる団体
- 第19条 補助金を受けようとする団体は、次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 補助金交付申請書及び完了報告書 他委員会が指定した書類
- 第20条 補助金交付を行う団体等の数は、原則、各ブロック地区予選会地元主催団体1団

体とする。(現在6ブロック制の為、最大6団体)

- 第21条 補助金の額は、下記の通りとする。
  - (1) 外部の補助金等が充当できる年度 一会計年度につき 30~40万円程度
  - (2) 外部の補助金等が充当できない年度

1 チーム 2 万円×各ブロック地区予選会のチーム数の合計を原則上限額とする。 (例 関東ブロック大会参加チーム数が 1 0 チームの場合 2 万円×1 0 チーム分 = 2 0 万円が関東ブロックの補助金の額の上限となる)

- 第22条 当該会計年度に補助金の援助を受ける団体が少なかった場合でも次年度の補助金 額の増額はないものとする。
- 第23条 委員会は、特別の事情があり補助金の要請があった場合は、協議の後臨時に補助 金の交付を行うことができる。

# 付 則

- 第24条 本基金に対し寄付行為を行った者の氏名は、連盟だより等に掲載する。
- 第25条 本規則の改正は、委員会の議決をへて行う。
- 第26条 本規則は、平成23年8月31日より施行する。